

○水戸市興行場法施行細則

令和2年3月31日

水戸市規則第68号

改正 令和2年12月14日規則第186号

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）及び水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例（令和2年水戸市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(営業許可の申請)

第3条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第1号から第4号までに掲げる書類の記載内容に変更がないときは、当該変更のない書類の添付を省略することができる。

- (1) 建物の配置図
- (2) 各階平面図
- (3) 機械換気設備又は空気調和設備の配置図及びその仕様の概要を記載した書類
- (4) 照明設備の配置図
- (5) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

(令2規則186・一部改正)

(許可証の交付)

第4条 市長は、法第2条第1項の許可をしたときは、興行場営業許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第5条 営業者は、許可証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、興行場営業許可証再交付申請書（様式第3号）によりその再交付を申請することができる。

2 許可証を破損し、又は汚損した営業者が前項の規定による申請をする場合には、当該許可証を添付しなければならない。

3 許可証の紛失により許可証の再交付を受けた営業者は、当該紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(令2規則186・一部改正)

(地位の承継の届出)

第6条 法第2条の2第2項の規定による届出は、相続による承継にあつては興行場営業者地位承継届（相続）（様式第4号）により、合併又は分割による承継にあつては興行場営業者地位承継届（合併・分割）（様式第5号）により行うものとする。

（構造設備の変更の届出）

第7条 営業者は、興行場の構造設備の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、興行場構造設備変更届（様式第6号）に変更後の構造設備を明らかにした書類を添えてあらかじめ市長に提出しなければならない。

（申請書等記載事項の変更等の届出）

第8条 営業者は、興行場営業許可申請書に記載した事項（興行場の構造設備に係る事項を除く。）又は興行場営業者地位承継届（相続）若しくは興行場営業者地位承継届（合併・分割）に記載した事項を変更したときは、当該変更をした日から起算して14日以内に、興行場営業許可申請書等記載事項変更届（様式第7号）に当該変更の内容を明らかにした書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 営業者は、興行場営業の全部若しくは一部の停止又は廃止をしたときは、当該停止又は廃止をした日から起算して14日以内に、興行場営業停止（廃止）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（令2規則186・一部改正）

（構造設備の基準）

第9条 条例第4条第5号の規定による機械換気設備又は空気調和設備（以下この条において「機械換気設備等」という。）の設置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 観覧室、ロビー、食堂その他の入場者が利用する場所における換気能力が床面積1平方メートル当たり毎時40立方メートル以上で、清浄な外気を常時給気又は排気をすることができる機能を有していること。ただし、空気調和設備については、市長が衛生上支障がないと認める限度まで軽減することができる。
- (2) 観覧室、調理室、便所及び食堂に設ける機械換気設備等は、それぞれ専用のものとする。
- (3) 調理室には、汚染された空気を直接外部に排出することができる局所排気装置を設けること。
- (4) 観覧室には、空気調和設備又は次に掲げる観覧室の区分に応じ、それぞれ次に定める機械換気設備を設けること。

ア 床面積が400平方メートルを超えるもの又は地下にあるもの 給気用送風機と排気用送風機との併用による機械換気設備（イ及びウにおいて「併用機械換気設備」という。）

イ 床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの 併用機械換気設備又は給気用送風機と自然排気口（排気を直接外部に排出することができるものに限る。）との組合せによる機械換気設備

ウ 床面積が150平方メートル以下のもの 併用機械換気設備又は給気用送風機と自然排気口との

組合せによる機械換気設備

2 条例第4条第7号カの各階における便器の数及び割合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 各階の便器の総数は、次に掲げる各階の観覧室の床面積（条例第4条第7号イただし書の規定により認められる場合にあつては、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の観覧室の床面積の合計とする。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。

ア 300平方メートル以下 15平方メートルごとに1個

イ 300平方メートルを超え600平方メートル以下 20個に、300平方メートルを超える部分について20平方メートルごとに1個を加えた数

ウ 600平方メートルを超え900平方メートル以下 35個に、600平方メートルを超える部分について30平方メートルごとに1個を加えた数

エ 900平方メートル超 45個に、900平方メートルを超える部分について60平方メートルごとに1個を加えた数

(2) 男子用便器と女子用便器の割合は、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとすること。

(3) 男子用便所にあつては、小便器5個以内ごとに大便器1個を設けること。ただし、座便式便器等小便器と大便器とを兼用できる場合は、その割合を適宜変えることができる。

(衛生措置の基準)

第10条 条例第5条第2号アの規定による巡回点検及び駆除作業は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 巡回点検は、毎月行うこととし、興行場内のごみの処理状況、飲食物の保管状況及び防そ防虫設備の機能について確認すること。

(2) 駆除作業は、興行場内の全てについて6月に1回行うこと。

2 条例第5条第2号イの規定による消毒は、6月に1回行うものとする。

3 条例第5条第2号ウの規定による保守点検は、毎年行うこととし、必要に応じて補修等を行うものとする。

4 条例第5条第3号アの規定による設備の管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 次に定めるところにより保守点検を行うこと。

ア 冷却加熱装置及び加湿減湿装置は、運転開始時及び運転期間中随時に行うこと。

イ 空気清浄装置、風道、給気用送風機、排気用送風機及び冷却塔は、必要に応じて行うこと。

(2) 故障、破損等がある場合は速やかに補修し、常に設計どおりの機能を保持するとともに、使用できるよう整備すること。

(3) 適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

5 条例第5条第3号イの規則で定める基準は、次の各号（機械換気設備にあつては、第1号及び第2号）に定めるとおりとする。

- (1) 炭酸ガス濃度は、100万分の1,500以下であること。
- (2) 浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。
- (3) 温度は、摂氏17度から28度までの範囲に保つこと。なお、冷房をする場合には、外気との温度差は7度以内とすること。
- (4) 相対湿度は、30パーセントから80パーセントまでの範囲を常に保つこと。
- (5) 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

6 条例第5条第4号アの規定による保守点検は、6月に1回以上行うものとする。

7 条例第5条第4号イの規定による照度の測定は、適正な方法により毎年行うものとする。

(衛生管理責任者の届出)

第11条 営業者は、条例第5条第5号イの規定により衛生管理に関する責任者を定めたときは、興行場衛生管理責任者設置(変更)届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。衛生管理に関する責任者を変更したときも、同様とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年12月14日規則第186号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。